

鹿沼市手数料条例等の一部改正について

次のように改める。

令和5年11月21日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市手数料条例等の一部を改正する条例

(鹿沼市手数料条例の一部改正)

第1条 鹿沼市手数料条例(昭和48年鹿沼市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1住宅用家屋証明書申請手数料の部中「600円」を「1,000円」に改め、同表証明事務手数料の部租税・公課に関する証明(1税目1年度をもって1件とする。不動産公課証明については、土地は5筆、建物は5棟まで又は土地及び建物を合算して5筆(棟)までの証明を1件とし、1筆1棟増すごとに40円を加算する。)の項中「40円」を「60円」に、「200円」を「300円」に、「150円」を「200円」に改め、同部土地及び建物に関する証明(土地は5筆、建物は5棟まで又は土地及び建物を合算して5筆(棟)までの証明を1件とし、1筆1棟増すごとに40円を加算する。)の項中「40円」を「60円」に、「200円」を「300円」に改め、同部身分、印鑑、営業及び納税額に関する証明の項中「200円」を「300円」に、「150円」を「200円」に改め、同部住民票及び戸籍の附票の写しに関する証明の項中「200円」を「300円」に、「150円」を「200円」に改め、同部建築台帳、建築計画概要書その他の建築物に関する台帳、書類等の記載事項並びに長期優良住宅及び低炭素建築物の認定に関する証明の項及びその他のものの項中「200円」を「300円」に改め、同表住民基本台帳事務手数料の部中「200円」を「300円」に改め、同表その他の手数料の部公簿の写しの項中「200円」を「300円」に改め、同部図面の写しの款中「200円」を「300円」に、「450円」を「650円」に改める。

(鹿沼市税条例の一部改正)

第2条 鹿沼市税条例(昭和30年鹿沼市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第21条中「発した場合においては」を「発した場合には」に、「70円」を「100円」に改め、同条ただし書中「認める場合においては」を「認める場合には」に改める。

(鹿沼市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第3条 鹿沼市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和44年鹿沼市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「70円」を「100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿沼市手数料条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。